

# 令和元年第19回教育委員会議事録

令和元年12月11日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年12月11日(水)午後2時00分～午後2時22分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士  
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞  
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹  
就学前教育支援センター長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備担当課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美  
所

済美教育センター 東口 孝正 済美教育センター 古林 香苗  
統括指導主事

済美教育センター 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸  
教育相談担当課長

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第82号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第83号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第84号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第85号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第86号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第87号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第88号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第82号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第83号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第84号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	4
議案第85号	杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第86号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第87号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第88号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	8

### 報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について	9
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	10

**教育長** ただいまから、令和元年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案7件、報告事項2件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、地方公務員法の改正により、成年被後見人の欠格条項が削除されたことに伴う規定の整備として関連がありますので、日程第1議案第82号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2議案第83号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3議案第84号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」、日程第4議案第85号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」、以上4議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明いたします。

第四回区議会定例会に提出した給与条例議案の意見聴取の際にご説明したとおり、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方公務員法等の一部が改正されまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等の資格、職種、業務等から一律に排除する、いわゆる「欠格条項」が削除されたところでございます。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、これらの規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第82号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

給与条例の一部改正により、職員が基準日前1か月以内に成年被後見

人等に該当し、失職した場合に、期末手当を支給することとする規定を削除したことから、所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第83号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第84号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第3条におきまして、職員となることができないものから、「成年被後見人及び被保佐人」を削るほか、所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第85号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、非常勤職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に施行年月日でございますが、いずれの議案におきましても、地方公務員法の一部改正に合わせて、「令和元年12月14日」としてございます。

また、議案第82号の幼稚園教育職員及び議案第83号の学校教育職員の各議案につきましても、給与条例に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

**教育長** これは法改正に伴う手続き上の改正ということですが、何か質問ございますか。よろしいですか。

**庶務課長** それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第82号につきましても、原案のとおり可決として異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第82号につきましても、現難のとおり可決といたします。

続きまして、議案第83号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第83号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第84号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第84号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第85号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第85号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして、幼稚園教育職員及び学校教育職員の給与条例の改正に伴い、勤勉手当の支給割合を改めるとともに、先ほどの規則と同様に、成年被後見人の欠格条項が削除されたことに伴う規定の整備と関連がありますので、日程第5議案第86号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6議案第87号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明いたします。

議案第82号から第85号までの議案でご説明したとおり、地方公務員法の一部が改正され、「欠格条項」が削除されたところでございます。

また、区議会に提出した給与条例の議案におきましては、人事委員会勧告のとおり、幼稚園教育職員及び学校教育職員の特別給につきましては、年間の支給月数を「0.15月引上げ」、「4.65月分」とし、この引上げ分を勤勉手当に割り振ることとしたところでございます。

これらのことに伴いまして、給与条例の一部改正と同様に、勤勉手当の支給割合を改めるほか、所要の規定の整備を図る必要があることから、規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対

照表」をご覧ください。

まず、第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員につきましては「0.15月」引き上げ、再任用職員につきましては「0.1月」引き上げるものでございます。

第4条以外の規定におきましては、給与条例の一部改正により、職員が基準日前1か月以内に成年被後見人等に該当し、失職した場合に、勤勉手当を支給することとする規定を削除したことから、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、議案を1枚戻っていただき、附則をご覧ください。

欠格条項に係る規定は、地方公務員法に合わせて、「令和元年12月14日」から施行することとし、勤勉手当の支給割合に係る規定は公布の日から施行し、本年12月1日から適用することとしてございます。

議案第87号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても、幼稚園教育職員及び学校教育職員の給与条例に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 何か質問等ございますか。よろしいですか。

**庶務課長** それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第86号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第86号につきましては、現難のとおり可決といたします。

続きまして、議案第87号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)



それでは、異議がございませんので、議案第87号につきましては、原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** それでは、続きまして日程第7議案第88号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、説明をいたします。

議案第86号でご説明いたしました「幼稚園教育職員の給与条例」の一部改正におきましては、人事委員会の勧告のとおりに公民較差を解消するため、給料表を引き下げたところがございます。

このことに伴いまして、「昇格時対応号給表」を改める必要があることから、規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案を2枚おめくりください。

別表第3に定める「昇格時対応号給表」を記載のとおり改めるものでございます。

次に、議案の最後のページをご覧ください。

施行期日でございますが、令和2年1月1日から施行することとしてございます。

なお、この議案につきましては、幼稚園教育職員の給与条例に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** これを見たところ、昇格・昇給したときに、それまでにもらっていた給与よりは、一定程度の幅で給料が上がる仕組みになっていると理解すれば良いわけですね。

**庶務課長** お見込みのとおりでございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第88号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第88号につきましては、原案

のとおり可決といたします。

それでは、引き続きまして報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。

今回は、令和2年1月1日付けの任命の方、4校、17名の任命になります。学校等は表のとおりでございまして、全員の任期が2期目となります。任期といたしましては2年間、令和3年12月31日まででございませぬ。

なお、桃井第一小学校と阿佐ヶ谷中学校につきましては、2年前に学校運営協議会が発足し、最初の任期更新のタイミングとなっております。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 1ページ目で、桃井第一小学校ですが、5名の方が2期目ということで、2ページ目の表を見ますと、6ということは、現在、校長先生を入れて6人ということですか。

**学校支援課長** 参考資料についております、今回の任命分が5名で、そうではない方が1名ですので、現在委員6名と校長先生を加えた7名で、学校運営協議会を開催しています。

**伊井委員** 7名ですね。分かりました。

**学校支援課長** もう少し人数を増やしてはどうかという話を校長先生と相談させていただいていますが、この人数でやると校長先生から聞いております。

**伊井委員** さようですか。承知いたしました。できるだけ多くの方々に支えていただけるとありがたいのかなと思いました。

**学校支援課長** おっしゃるとおりだと思っておりますので、調整をさせていただいていますが、今のところこの人数が良いという形でしたので、申し訳ございません。

**伊井委員** 承知いたしました。

**教育長** 桃井第四小学校が、かつて学校運営協議会を開始したときの生徒たちが大学生になって、催しに来てくれた。CSが主催する会議とか、イ

ベントに出席をしていただいて、在籍する子どもたちにいろいろお話を  
していただいて、とてもいい成果があったという報告を受けたのですが、  
桃井第四小学校のCSの活動の方針の1つに、サーモン計画というのがある。

いずれ、川をさかのぼって、桃四の地に戻ってきて、地域のまちづくり  
とか、子どもを育てる様々な取組に参加してほしいという、そのよ  
うな願いが実現し始めたわけです。

自分たちが受けた様々な支援を、今度は自分が大人になったらこれか  
ら育てていく子どもたちのために、できることをしていこうということ。

次にしてほしいことは、そういう人たちに学校運営協議会の委員にな  
ってほしいのです。初めてこの制度ができた時は、ずっと先に大人にな  
った人たちが、始めたわけですが、時間を重ね、時を経ていけば必ずそ  
ういう人たちは年老いていくわけだし、一方で子どもだった人たちは成  
長していくわけだから、その意味でここは意識して若い人にこういう学  
校運営協議会のような仕組みの中に、加わってってもらいたい。

学校運営協議会自身も委員を選抜、お願いしていく時に、そこを意識  
して、そういう人を立候補していただいたり、学識経験者と言うと語弊  
があるかもしれませんが、校長推薦という形でもいいので、是非新しい  
世代、この仕組みを子どもの頃経験して、大人になった人たちに参加を  
していただきたいという働きかけを是非してってください。

**学校支援課長** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名  
義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和元年11月承認分の杉並区教育委員会共  
催・後援名義使用承認について、ご報告いたします。

11月分の合計でございますが、全部で21件でございます。

定例・新規の内訳は、定例が19件、新規が2件でございます。

共催・後援の内訳は、共催が4件、後援が17件となっております。

新規の2件でございますが、4ページをご覧ください。

庶務課受付分でございます。新規の後援で、団体名が「一般社団法人  
ダヴィンチマスターズ」、事業名が「第20回ダヴィンチマスターズ」で

ございます。

もう1件は、学校支援課受付分でございます。5ページをご覧ください。新規の後援でございます、「杉並区立小学校PTA野球協議会」、事業名は「第13回杉並PTAカップ野球大会」でございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 今後の教育委員会の開催予定でございますが、12月25日(水)は休会とさせていただきます、次回の定例会は年明けの1月8日(水)午後2時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。それでは本日の教育委員会を閉会いたします。